

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

一 宅配ボックス設置部分に係る容積率規制の合理化

宅配ボックスを設ける部分について、その床面積を一定の範囲内で建築基準法（以下「法」という。

）第五十二条第一項に規定する延べ面積に算入しないものとする。

（第二条第一項第四号へ及び第三項第六号関係）

二 小規模な特殊建築物に係る防火区画の規制の合理化

小規模な特殊建築物については、一定の用途に供する建築物の部分とその他の部分との区画を要しな

いものとする。

（第一百十二条第十二項関係）

三 日影規制の適用除外に係る手続の合理化

1 日影規制の適用除外に係る許可（以下「特例許可」という。）を受けた建築物について、再度特例

許可を受けることを不要とする増築、改築又は移転の位置は、特例許可を受けた際における敷地の区

域とすること。

（第三百三十五条の十二第一項関係）

2 特例許可を受けた建築物について、再度特例許可を受けることを不要とする増築、改築又は移転の規模は、法第五十六条の二第一項に規定する平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模とすること。
(第百三十五条の十二第二項関係)

四 仮設建築物に対する制限の緩和

国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物について、一部の規定を適用除外とすること。(第百四十七条第一項関係)

五 限定特定行政庁の事務の追加

法第六条第一項第四号に掲げる建築物等に係る事務を担う建築主事を置いている市町村の長が行う事務として、当該建築物の接道規制の適用除外に係る認定を追加するものとする事。
(第百四十八条第二項第一号関係)

第二 宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正

宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前における広告の規制等に係る法令に基づく許可等の処

分として、法第四十三条第二項第一号の規定による認定を追加するものとする。

(宅地建物取引業法施行令第二条の五第二号及び不動産特定共同事業法施行令第七条第二号関係)

第三 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

(附則第二項関係)